

平成26年3月10日

内閣府大臣官房公益法人行政担当室長殿

公益財団法人公益法人協会
理事長 太田 達男

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の改正案決定手続について（要望）

一、要望の背景

今般の会社法の一部を改正する法律案については、周知のとおり「会社法制の見直しに関する中間試案」が、平成23年12月～24年1月の間にパブリックコメントに付され、平成25年11月29日の閣議決定を経て国会に上程され、現在審議中のところでもあります。他方、この法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案についても、同時に国会に上程されていますが、改正の対象となるものの中には一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下単に「一般法人法」という）が含まれています。この一般法人法の改正案については、実質的な改正部分が含まれているにも拘らず、関係法律の整備等に関する法律と認識されているためか、パブリックコメントにも付されず、関係者への周知徹底もなく、閣議決定を経て国会に上程されています。

当協会はこのような一般法人法の改正案の決定手続きについては、一般法人法は非営利法人ならびにそれをベースに公益認定を取得する公益法人の基本法であり、会社法とは本来的には関係をもたないこと、今般の一般法人法の改正については、会社法の一部改正に伴う調整のための形式上の改正であることを超えた実質的な内容が含まれており、本来は一般法人法固有の改正手続きをとるべきこと、外部役員等の概念の喪失に伴う定款改正手続きについて、その経過措置が規定されていない等の不足がみられると認識しております。

今後このような改正の場合の手続きについては、パブリックコメント等により広く一般から意見を求め、一般法人法に基き法人運営を行っている法人につき社会からの信用が得られ、かつ、法人にとって使いやすく負担がかからないようすべきと考え、法務省宛に別紙のとおり要望書を提出しているところであります。

二、貴府への要望

内閣府公益認定等委員会事務局は、いうまでもなく公益認定等委員会の事務を処理するために置かれており、公益認定等委員会は、内閣総理大臣の諮問を受けて一般法人法

に基づき設立された一般法人の公益認定、認定後の監督につき答申をすべき立場にあります。その立場からすれば、公益認定等委員会及び事務局を含む貴府におかれては、公益法人の基礎となっている一般法人の法制について、例えば一般法人法の重要な部分の改正等が行われるとすれば、その改正動向について公益法人に周知せしめることは勿論のこと、公益法人の意見を聴取して、立案当局等に対してその意見等を伝達することが、より良き公益法人を育成し、ひいては公益活動を活発化させる観点から望まれているものと思料されます。

今回の改正案の決定過程においては、残念ながらそのような改正動向の周知や改正動向に対する公益法人からの意見聴取もなされなかったのは誠に遺憾であり、今後このような場合には、貴府においても相応の注意を払い必要な措置をとられるよう、切に要望するものであります。

以上